

省 令

○財務省令第八十号

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第七條の規定に基づき、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十七日

財務大臣 鈴木 俊一

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和三年財務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二條第三項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 この省令の施行の日から令和五年十二月三十一日までの間に電子取引を行う場合における新令第四條第三項の規定の適用については、同項中「証明したとき」とあるのは「証明したとき、又は納税地等の所轄税務署長が当該財務省令で定めるところに従って当該電磁的記録の保存をすることができなかつたことについてやむを得ない事情があると認め、かつ、当該保存義務者が国税に関する法律の規定による当該電磁的記録の出力することにより作成した書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示若しくは提出の要求に応じることができるとしているとき」と、同項ただし書中「当該事情」とあるのは「これらの事情」とする。

附 則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。

○財務省令第八十一号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第四條第一項各号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月二十七日

財務大臣 鈴木 俊一

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年財務省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二條を次のように改める。

第二條 法第四條第一項第一号に規定する財務省令で定める給付金は、次に掲げる給付金とする。

一 令和二年度の一般会計補正予算（第一号）における特別定額給付金給付事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

二 令和三年度の一般会計補正予算（第一号）における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として市町村又は特別区から給付される給付金

2 法第四條第一項第二号に規定する財務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者とする。

一 次項第一号に掲げる給付金の給付を受ける場合、次に掲げる者

イ 令和二年四月分の児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当（以下この項において「児童手当」という。）の支給を受ける者（同法第四條第一項第四号に係るもの（以下この項において「施設等受給者」という。）を除く。イにおいて「四月分受給者」という。）又は

令和二年三月分の児童手当の支給を受ける者（施設等受給者及び四月分受給者を除く。イにおいて「三月分受給者」という。）（四月分受給者又は三月分受給者が次に掲げる場合に該当する場合）は、それぞれ次に定める者

(1) 給付決定日（次項第一号に掲げる給付金の給付が決定される日をいう。ロにおいて同じ。）以前に死亡した場合、当該四月分受給者が支給を受ける令和二年四月分の児童手当の支給の対象となつた児童又は当該三月分受給者が支給を受ける同年三月分の児童手当の支給の対象となつた児童（②において「対象児童」と総称する。）に係る当該四月分受給者又は三月分受給者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当の支給を受ける者その他これに準ずる者

(2) その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であつて、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合、当該配偶者、令和二年三月分若しくは四月分と児童手当の支給の対象となつた児童であつて、同年三月三十一日（同月分の児童手当の支給の対象となつた児童については、同年二月二十九日）から給付決定日までの間において児童手当法第四條第一項第四号に規定する中学校修了前の施設入所等児童（以下この項において「施設入所等児童」という。）であるものが委託されている同法第三條第三項第一号に規定する小規模住居型児童養育事業（次号において「小規模住居型児童養育事業」という。）を行う者若しくは同項第一号に規定する里親（次号において「里親」という。）又は施設入所等児童が入所若しくは入院をしている同法第四條第一項第四号に規定する障害児入所施設等（次号において「障害児入所施設等」という。）の設置者その他これらに準ずる者

二 次項第二号に掲げる給付金の給付を受ける場合、次に掲げる者

イ 令和三年九月分の児童手当の支給を受ける者（施設等受給者を除く。イにおいて「九月分受給者」という。）又は同年十月分の児童手当の支給を受ける者（同年九月一日から同月三十一日までの間に生まれた当該児童手当の支給の対象となる児童（①及びロにおいて「令和三年十月分支給対象児童」という。）を有する者に限るものとし、施設等受給者を除く。イにおいて「十月分受給者」という。）（九月分受給者又は十月分受給者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者

(1) 給付決定日（次項第二号に掲げる給付金の給付が決定される日をいう。以下この号において同じ。）以前に死亡した場合、当該九月分受給者が支給を受ける令和三年九月分の児童手当の支給の対象となつた児童又は令和三年十月分支給対象児童（②において「対象児童」と総称する。）に係る当該九月分受給者又は十月分受給者が死亡した日の属する月の翌月分の児童手当の支給を受ける者その他これに準ずる者

(2) その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であつて、対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合、当該配偶者、令和三年九月分の児童手当の支給の対象となつた児童又は令和三年十月分支給対象児童であつて、令和三年九月三十日（以下この号において「基準日」という。）から給付決定日までの間において施設入所等児童であるものが委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は当該施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等の設置者その他これらに準ずる者

ハ 基準日において十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した者であつて十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者（配偶者を有する者を除く。以下この号において「中学校修了後対象児童」という。）を養育する者（その児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）第三條第一項に規定する所得の額が同令第一條に規定する額未満の者に限る。ハにおいて「特定養育者」という。）（特定養育者が次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める者

(1) 給付決定日以前に死亡した場合、当該特定養育者が死亡した日以後に当該中学校修了後対象児童を養育する者その他これに準ずる者

(2) その者からの暴力を理由に避難している配偶者（その者と生計を一にしない者であつて、当該中学校修了後対象児童を監護し、かつ、これと生計を一にしている者に限る。）を有する場合、当該配偶者